

平成30年度 越生町職員採用試験受験案内

募集人員	一般事務職員①	若干名
	一般事務職員②	若干名
	土木技師	若干名
	保健師	若干名

受付期間 7月13日（金）から8月3日（金）まで

第一次試験 9月16日（日）

【試験についての問い合わせ】

越生町役場 総務課 庶務担当

Tel 049-292-3121 内線211

1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務職員①	若干名	一般行政事務に従事します。
一般事務職員②	若干名	考古学等を活用した学芸員の業務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。
土木技師	若干名	土木に関する専門知識を活かした事務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。
保健師	若干名	保健師の専門知識を活かした事務に従事しますが、一般行政事務に従事することもあります。

2 受験資格

(1) 男女を問わず次の人が受験できます。

一般事務職員① : 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません。)

一般事務職員② : 昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、大学または大学院で史学に関する課程を専攻、修了し、学芸員の資格を有する方。

土木技師 : 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校において土木に関する専門課程を専攻して卒業した方(卒業見込みの方を含む。)または1・2級土木施工管理技士の資格を有する方。

保健師 : 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、免許を有する方または平成31年春季の国家試験で取得見込みの方。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・ 成年被後見人または被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 越生町において懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の方法

(1) 第一次試験

ア 一般事務職員①及び②

① 教養試験

高等学校卒業程度で、公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式の筆記試験を行います。

② 作文試験

主として公務員として必要な作文能力について試験を行います。

③ 職場適応性検査

イ 土木技師

① 教養試験

高等学校卒業程度で、公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式の筆記試験を行います。

② 専門試験

高等学校卒業程度で、土木についての専門的知識について択一式の筆記試験を行います。

③ 職場適応性検査

ウ 保健師

① 教養試験

高等学校卒業程度で、公務員として必要な一般的知識及び知能について択一式の筆記試験を行います。

② 専門試験

職務上必要な専門的知識について択一式の筆記試験を行います。

③ 職場適応性検査

(2) 第二次試験

第一次試験合格者に対し口述試験（個別面接、集団討論）を行います。

4 試験の日時・会場・合否通知

(1) 第一次試験

- ア 日 時 平成30年9月16日(日)
受付開始 午前 8時30分
試験開始 午前 9時30分
- イ 場 所 越生町役場
埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2
(東武越生線又はJR八高線越生駅下車、徒歩で8分)
電話 049-292-3121
- ウ 合否通知 10月上旬、文書で合否を通知します。

(2) 第二次試験 (第一次試験合格者)

※人数により2日間に分けて実施する場合があります。

- ア 期 日 10月中旬から11月上旬の予定
- イ 場 所 越生町役場
- ウ 合格通知 11月中旬以降に、文書で合否を通知します。

5 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、平成31年4月1日に採用されることとなります。

6 採用されてから

(1) 給与

- ア 平成30年4月1日現在における初任給は、職員の給与に関する条例に基づき 大卒179,200円、短大卒159,800円、高校卒147,100円 です。
- イ 一定の経歴がある場合は、上記アの金額に所定の額が加算されます。
- ウ このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれ手当の支給条件に応じて支給されます。
- エ 昇給は原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間、休暇

- ア 勤務時間は原則として、平日7時間45分で、毎週土・日曜日及び祝日は休みとなります。(ただし、配属先により、土曜開庁を行っているため、月1回程度の勤務がある場合があります。)
- イ 年次有給休暇は暦年(1月1日～12月31日)で20日間です。
※採用時は15日間となり、平成31年1月1日から新たに20日間付与されます。
その他、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚、忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

7 受験手続及び受付期間

(1) 必要応募書類

越生町職員採用試験受験申込書

越生町役場総務課に備え付けてあります。

(2) 応募書類の請求

越生町役場に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、返信用切手120円を同封してください。

(3) 申込手続

ア 応募書類に必要な事項を記入し、受験票の裏面に62円切手を貼り、越生町役場総務課庶務担当へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「採用試験」と朱書してください。（受験票の写真は、脱落のおそれがあるので、郵送時には貼らないでください。）

イ 申込書を受理した後、内容について審査し、後日、受験票を郵送いたします。8月31日までに受験票が到着しないときは、申し出てください。

ウ 試験当日は、受験票に必ず写真（最近6ヵ月以内に撮影した上半身脱帽正面向の縦4cm×横3cm）を貼って、持参ください。試験当日、写真を貼っていない人は受験できません。

(4) 受付期間

土曜、日曜及び祝日を除く7月13日（金）から8月3日（金）までとし、郵送の場合は8月3日（金）までの消印のあるものに限ります。（配達記録又は簡易書留で早めに郵送してください。これらによらない場合の事故については責任を負いません。）

8 その他の注意事項

(1) 応募書類を受理した場合は、受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせ先

越生町役場 総務課 庶務担当

住 所 埼玉県入間郡越生町大字越生900-2

電 話 049-292-3121 内線211